

# 事業の特性等に応じた 入札契約方式の適用のあり方

国土交通省国土技術政策総合研究所 防災・メンテナンス基盤研究センター

もりた やすお  
建設マネジメント技術研究室長 森田 康夫

## 1. はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正案（以下「改正品確法」という）が、建設業法および公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律とともに、5月29日の衆院本会議で可決・成立され、改正品確法は6月4日に公布・施行された。

改正品確法では、将来にわたる公共工事の品質確保との中長期的な担い手の確保、ダンピング防止などが基本理念に追加され、その実現に向けて、公共工事の性格、地域の実情等、事業の特性等に応じて多様な入札契約方式の中から適切な方法を選択、またはこれらの組み合わせによることのできる旨が規定された。

国土交通省では平成25年度に「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（委員長：小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授、以下「発注者責任懇談会」という）を設置し、事業の特性等に応じた入札契約方式の適用のあり方についても議論してきたところであり、本稿ではこれら議論について紹介する。

## 2. ガイドラインの策定

### (1) ガイドライン策定の目的、対象範囲

公共工事の品質確保のためには、引き続き、透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保を前提としつつ、発注者の技術力や体制を踏まえ、事業の特性や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式が選択されることが必要である。

このため、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に位置付け、その導入・活用を図ることを目的に、ガイドラインを策定することとした。

なお、ガイドラインの策定に当たっては、国および地方公共団体等が発注する公共工事等を対象とし、地方公共団体等の意見を取り入れる等、現場で使いやすいものになるよう留意する必要がある。

### (2) 海外における調達ガイダンスの例

国土技術政策総合研究所の調べでは、欧米諸国の公共発注機関の中には、事業の特性等に応じて入札契約方式を選定するための基本的考え方等を取りまとめた各種調達ガイダンスを策定している。

表一 1 スコットランド政府の「建設工事調達ガイダンス」における事業の特性等と調達方式の関係  
 凡例) ○：適当, ×：不適当

基準criteria		契約戦略の適切性						
パラメータ parameter	対象 objectives	民間資金 (NPD モデル)	伝統的な 契約方式	マネジメン ト契約	CM	設計・ 施工一括	プライム 契約	フレームワー ク・アグリー メント
時間	早期完成	×	×	○	○	○	×	○
コスト	建設前段階における価 格の確実性	○	○	×	×	○	×	○
品質	設計の精度	×	○	○	○	×	×	×
価格変動	過度な価格変更の回避	×	○	○	○	×	×	×
複雑性	技術的革新性または高 度な複雑性のある建設	○	×	○	○	×	○	×
責任	契約上の相互関係	○	×	×	×	○	○	○
専門家の責任	出資者に報告する設計 チームの必要性	×	○	○	○	×	×	○
リスク回避	リスク移転の要望	○	×	×	×	○	○	○
損害回復	請負者からの損害賠償	○	○	○	×	○	○	○
建設可能性	建設費用の経済性	○	×	○	○	○	○	○

例えば、スコットランド政府では、政府総局・関係省庁および公益法人を対象に、バリュー・フォー・マネー（VFM）を達成するための建設工事プロジェクトに係る義務的な政策や手続きを提供する「建設工事調達ガイダンス」（Construction Works Procurement Guidance）を策定している。

このガイダンスでは、建設事業の流れの中に「調達戦略」（Procurement Strategy）の段階を調達準備の前に位置付け、調達戦略を策定する際の参考に事業の特性等に応じた各調達方式の適切性をマトリックス形式（表一 1）で示している。

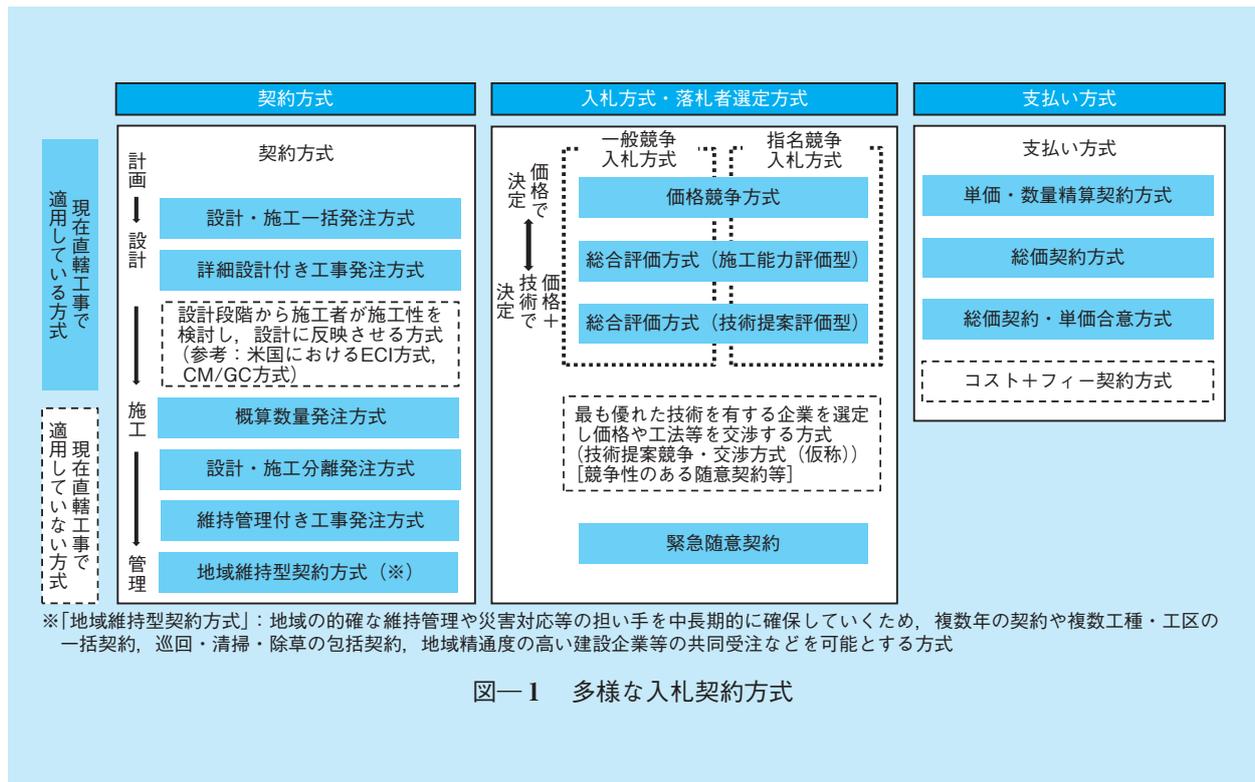
このように欧米諸国の各種調達ガイダンスにおいては、事業の特性等に応じて適切な入札契約方式を選定する考え方や選定のためのツール等を取りまとめており、今後、わが国において事業の特性等に応じた入札契約方式を選定するガイドラインを作成する際の参考とすることが考えられる。

### 3. 多様な入札契約方式の範囲および組み合わせ

公共工事に適用される入札契約方式は多様であり、具体的に入札契約方式は「契約方式」「入札方式」「落札者選定方式」および「支払い方式」の組み合わせから構成される。

一般的な組み合わせの例としては、例えば、「設計・施工分離×一般競争入札方式×総合評価落札方式×総価契約・単価合意方式」や、「設計・施工分離×指名競争入札方式×価格競争方式×総価契約方式」の組み合わせを挙げることができる。

このように入札契約方式の組み合わせは多様であることから、各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、事業の特性や地域の実情等に応じて最も適切な入札契約方式の組み合わせを選定することが重要である。



図一 多様な入札契約方式

#### 4. 入札契約方式の選定

##### (1) 入札契約方式選定の基本的考え方

(イメージ)

事業全体にわたった入札契約方式の基本的考え方は、事業執行体制等を踏まえ、設計の上流段階(予備設計の前段階)において決定する。

さらに、詳細設計の前段階、工事発注手続きの各段階で、事業の進捗状況や制約条件等を踏まえ、適用する入札契約方式の見直し (Review) を行う。

##### (2) 各入札契約方式の特質と適用の考え方

(イメージ)

対象とする各入札契約方式の特質と事業特性に応じた適用の考え方として、表一2に入札契約方式のうち各契約方式の特質と事業特性に応じた適用の考え方の整理イメージを、また表一3に事業特性等に応じた入札契約方式を選定する上で参考となるよう作成したマトリックス表のイメージを

示す。

#### 5. 多様な入札契約方式を機能させるための運用環境の整備

各入札契約方式を適切に運用する際に必要となる事項として、次の点を挙げる事ができる。

##### ① 発注者としての体制・技術力の確保 (発注者支援PM, CMの活用)

発注者は、原則として、十分な技術力を有する者を置かなければならない。

入札契約方式 (事業特性やリスク分担等を含む) によって、発注者が果たすべき役割が異なることから入札契約方式に応じた発注者の役割を検討し、発注者支援PMやCMの活用を含め、発注者側の体制・技術力の確保に努める。

##### ② 入札契約関係図書 (契約書, 共通仕様書, 特記仕様書等) の整備

入札契約方式によって、適用される入札契約関係図書 (工事公告, 入札説明書, 契約書, 共通仕

表一 各入札契約方式の特質と適用の考え方の整理イメージ（契約方式の例）

凡例 無印：特性はケースバイケース

入札契約方式	概要	特質（想定）					事業の特性等に応じた適用の考え方	
		詳細な仕様の有無	技術的な難易度	技術的工夫の余地	交渉の有無	審査・評価の負担	適用対象範囲または例	留意点等
契約方式	設計・施工分離発注方式	有	小	小		小中	・通常の工事	設計・施工分離の原則
	概算数量発注方式	無	小	小		小中	・早期工事発注・早期完成が特に求められる工事（発注時に詳細仕様が未確定） ・技術的な難易度が低く、リスクがほとんどない工事	詳細設計確定後の適切な設計変更（契約変更）
	（参考）米国におけるECI方式、CM/GC方式	無	中大	中大	有	大	・早期工事発注・早期完成が特に求められる工事（発注時に詳細仕様が未確定） ・発注時に詳細仕様の確定が困難な工事（構造物保全工事など）	詳細設計確定後の適切な設計変更（契約変更）
	設計・施工一括発注方式	無	大	大		大	・早期工事発注・早期完成が特に求められる工事（発注時に詳細仕様が未確定） ・橋梁やシールド・トンネル等の工事 ・水門設備工事等の機械・設備工事のうち特殊性を有する工事	設計の品質確保（独立設計照査の担保）
	詳細設計付き工事発注方式	無	中	中		大	・水門設備工事等の機械・設備工事のうち特殊性を有する工事 ・早期工事発注・早期完成が特に求められる工事（発注時に詳細仕様が未確定） ・橋梁やシールド・トンネル等の工事	設計の品質確保（独立設計照査の担保）
	維持管理付き工事発注方式	有	中	中		中	・電気設備工事や舗装工事ほか、効率的な維持管理やLCC縮減を求める工事	

様書，特記仕様書等）において規定する内容が異なることから，関係図書が整備されていない入札契約方式については，その整備が必要である。

③ 工事監督・検査要領，工事成績データベースの整備等

発注者間で相互に有効活用できるよう工事評価を標準化し，工事監督・検査要領，工事成績評定要領，工事成績データベースの整備を行う必要がある。

④ 発注者間の連携体制の強化（発注者協議会の活用等）

地方自治体における発注関係事務をより適切に実施していくため，上記事項を含め，発注者間のより緊密な連携を図っていく。

6. おわりに

発注者責任懇談会では，平成26年度以降，事業

表ー3 事業の特性等に応じた入札契約方式の選定マトリックス表のイメージ

凡例) ◎：主たる適用範囲, ○：適用の可能性あり

入札契約方式 選定指標(例)	契約方式					入札方式				落札者選定方式				支払い方式				
	設計・施工分離発注方式	概算数量発注方式	(参考)米國ECC方式/CM/GC方式	設計・施工一括発注方式	詳細設計付き工事発注方式	維持管理付き工事発注方式	一般競争入札方式	指名競争入札方式	競争性のある随意契約等	緊急随意契約方式	価格競争方式	総合評価方式-施工能力評価型	総合評価方式-技術提案評価型	技術提案競争・交渉方式(仮称)	単価・数量精算契約方式	総価契約方式	総価契約・単価合意方式	コスト+フィー契約方式
通常の工事	◎						◎	○			○ 指名, 小規模工事	◎ 技術的工夫の余地小	◎ 技術的工夫の余地大			◎	◎	
緊急時対応(災害復旧工事等)		◎							◎					○		◎		
早期完成(詳細設計付き, 設計・施工一括)				◎	◎		◎	○				◎				◎		
早期完成(概算数量発注)		◎					○	◎			○	◎		○		◎		
早期完成(ECI・交渉方式)			◎						◎				◎			◎	○	
不確実性への対応(構造物保全工事等)			◎						◎				◎			◎	○	
技術的革新性・複雑性への対応				◎			◎	○				◎	○			◎		
特殊性を有する機械・設備等(水門等)				○	◎		◎				◎	○				◎		
効率的な維持管理やLCC縮減						◎	◎				◎	○				◎		
.....																		

の特性等に応じた入札契約方式を各発注者が選定できるよう、以下のステップに沿って、ガイドラインの策定を進めていく予定である。

- ① 地方自治体における事業執行体制や発注工事の特質、事業執行上の課題・ニーズ等について把握
- ② 地方自治体が適切な発注関係事務を実施する上での課題等の抽出・整理、さらにその対応方針について検討
- ③ 直轄事業等における具体的な発注工事に対する入札契約方式の適用事例(グッド・プラクテ

イス)の整理

- ④ 上記①～③の結果を踏まえ、事業の特性等に応じた入札契約方式を各発注者が選定できるようガイドラインを策定

【参考資料】

「第3回発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」資料(平成26年3月28日)

[http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/hatyusyakon/dankai/03\\_h26.3.28siryou2.pdf/](http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/hatyusyakon/dankai/03_h26.3.28siryou2.pdf/)